

感染症と出席停止期間および登園の目安について

病 名	出席停止期間および登園の目安	提出書類
突発性発疹		不要
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで	治癒報告書
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある	登園許可証明書
風疹（3日ばしか）	発疹が消えるまで	登園許可証明書
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで	登園許可証明書
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	登園許可証明書
水痘（みずぼうそう） 帯状疱疹	すべての水疱が黒いかさぶたになるまで	登園許可証明書
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから2日を経過するまで	登園許可証明書
流行性角結膜炎（はやり目）	医師において感染の恐れがないと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）	登園許可証明書
溶連菌感染症	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ可	登園許可証明書
手足口病	発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができること	登園許可証明書
ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過）、普段の食事ができること	不要
伝染性紅班（りんご病）	発疹のみで全身状態が良い時は登園可	不要
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができるまで	「登園許可証明書」 必要に応じて（原則不要）
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、糜爛部位が被覆できる程度のものであること	不要
水いぼ	掻きこわし傷から浸出液が出ているときは被覆すること	不要
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと	不要
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	出席停止期間終了 報告書
アタマジラミ症	駆除を開始していること	不要

----- 切り取り -----

登園許可証明書

園 名 _____

園児名 _____

病 名 _____

【登園許可日】

令和 年 月 日 より登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 氏 名 _____